

令和7年度 第1回  
市町水道担当課長会議

兵庫県土木部上下水道課

- 1 令和7年度予算措置関係について
- 2 国庫補助関係スケジュールについて
- 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 国庫補助金の区分について

### 水道施設整備費（個別補助）

令和6年度当初予算	170億円
令和7年度当初予算	202億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助 ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
  - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・ 水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
  - ・ 早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するための水道広域的災害対応支援事業

### 防災・安全交付金

令和6年度当初予算	8,707億円の内数
令和6年度補正予算	3,506億円の内数
令和7年度当初予算	8,470億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

#### 【主な事業】

- 水道総合地震対策事業 ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等  
・ 導水管・送水管、重要施設に接続する配水管の耐震化、導水管・送水管の複線化等
- 水道事業運営基盤強化推進事業 ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備等

### 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和6年度当初予算	30億円
令和6年度補正予算	12億円
令和7年度当初予算	36億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

#### 【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業 ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業 ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業 ・ ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業 ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 補助の創設・拡充について



# 1 令和7年度予算措置関係について

## 令和7年度防災・安全交付金について

### 1. 令和6年度に内示、交付決定済

R6補正予算（地方繰越）848,389,000 円

14 要素事業

### 2. 令和7年度に内示

R6補正予算（本省繰越）764,777,000 円

19 要素事業

R7当初予算 246,191,000 円

15 要素事業

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 内定状況について（R6補正・地方繰越分）

	要望額	内定額 (県全体)	交付 申請額	交付 決定額	【単位：千円】 交付 決定率
防災・安全 交付金	435,824	1,560,550	848,389	848,389	100 %

# 1 令和7年度予算措置関係について

内定状況について（R7当初・R6本省繰越分）

【単位：千円】

	要望額	内定額	内定率
・防災・安全交付金 ・上下水道一体効率化 基盤強化推進事業 ・水道施設整備費	2,051,523	1,090,346	53.15 %

# 1 令和7年度予算措置関係について

内定状況について（R7当初・R6本省繰越分）

【単位：千円】

	要望額	内定額	内定率
・防災・安全交付金	1,969,829	1,010,968	51.32 %
・上下水道一体効率化 基盤強化推進事業	26,000	24,305	93.48 %
・水道施設整備費 (上水と簡水の合算)	55,694	55,073	98.88 %

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 近畿府県の内定状況について

府県	防災・安全交付金	個別補助 簡水	個別補助 上水	個別補助 上下
A県	63%	100%	100%	61%
B県	61%			100%
C県	60%	100%	100%	130%
D県	53%	100%	100%	100%
E県	51%	96%	100%	93%
F県	44%	100%		
G県	36%		100%	100%

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 内定状況の違いについて

### 近畿地方整備局からの伝達事項

全都道府県の内示状況を比較すると、

- ・R6補正を申請した事業体は措置率が高い傾向がある。
- ・合わせて不用率も影響している。

高い内示率を得るために、補正予算をしっかりと取り、かつ、不用は極力出さないように。

# 1 令和7年度予算措置関係について

## 今後の国費獲得に向けて

①本省繰越は令和8年度以降無くなる可能性大

⇒当初予算、補正予算を適切に地方繰越し、国費を最大限に活用する。

※地方繰越する場合は、近畿財務局による繰越承認が必要。繰越承認時には箇所付けされるため、必要額の十分な精査や、繰越の仕方を考慮する必要あり。

②令和7年度配分は、前倒しの有無、過年度の不用に対して厳しい査定

⇒前倒しを前提とした事業執行

- ・補正予算を充当する事業を決め、当初予算分と切り分けておく
- ・事前に予算を確保、受注者と出来高変更契約を調整する など

⇒不用とならない国費の充当計画

- ・安全率を考慮し国費を充当する

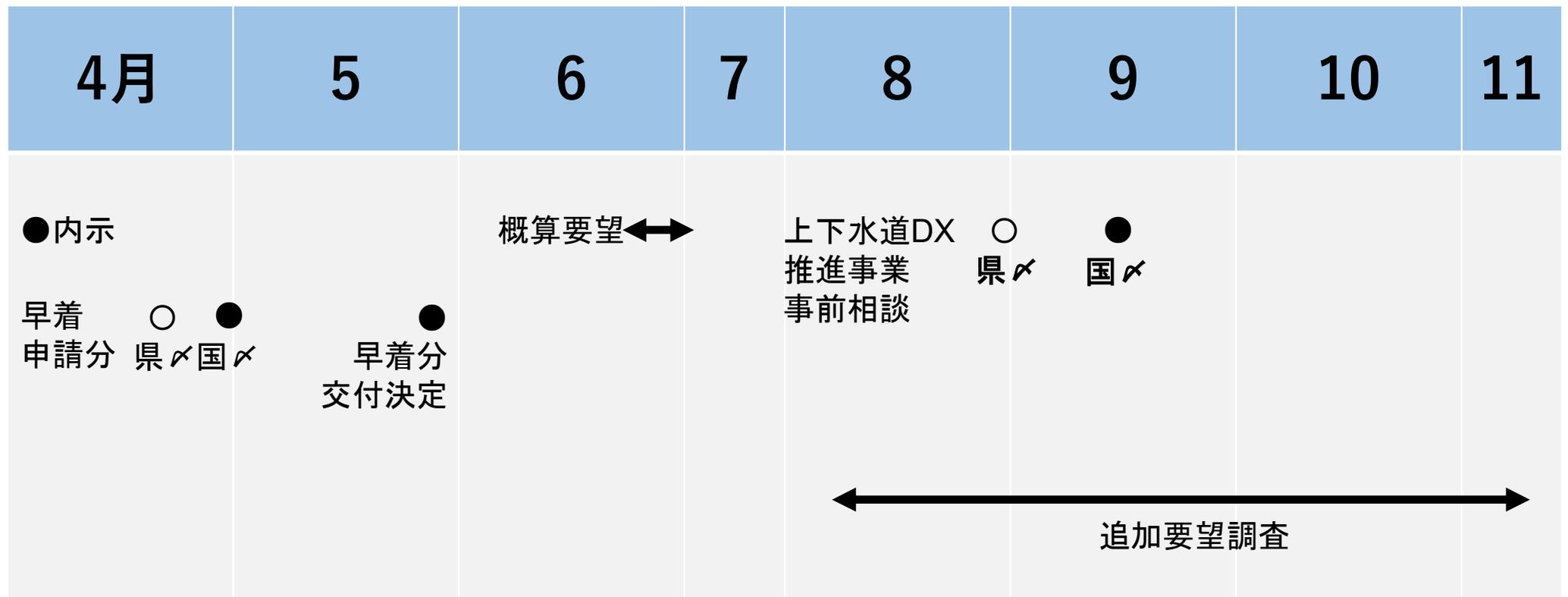
③個別補助の積極的活用

⇒令和7年度の国費措置率は個別補助が高い

※ただし、総事業費等によっては事業評価等の対応必要

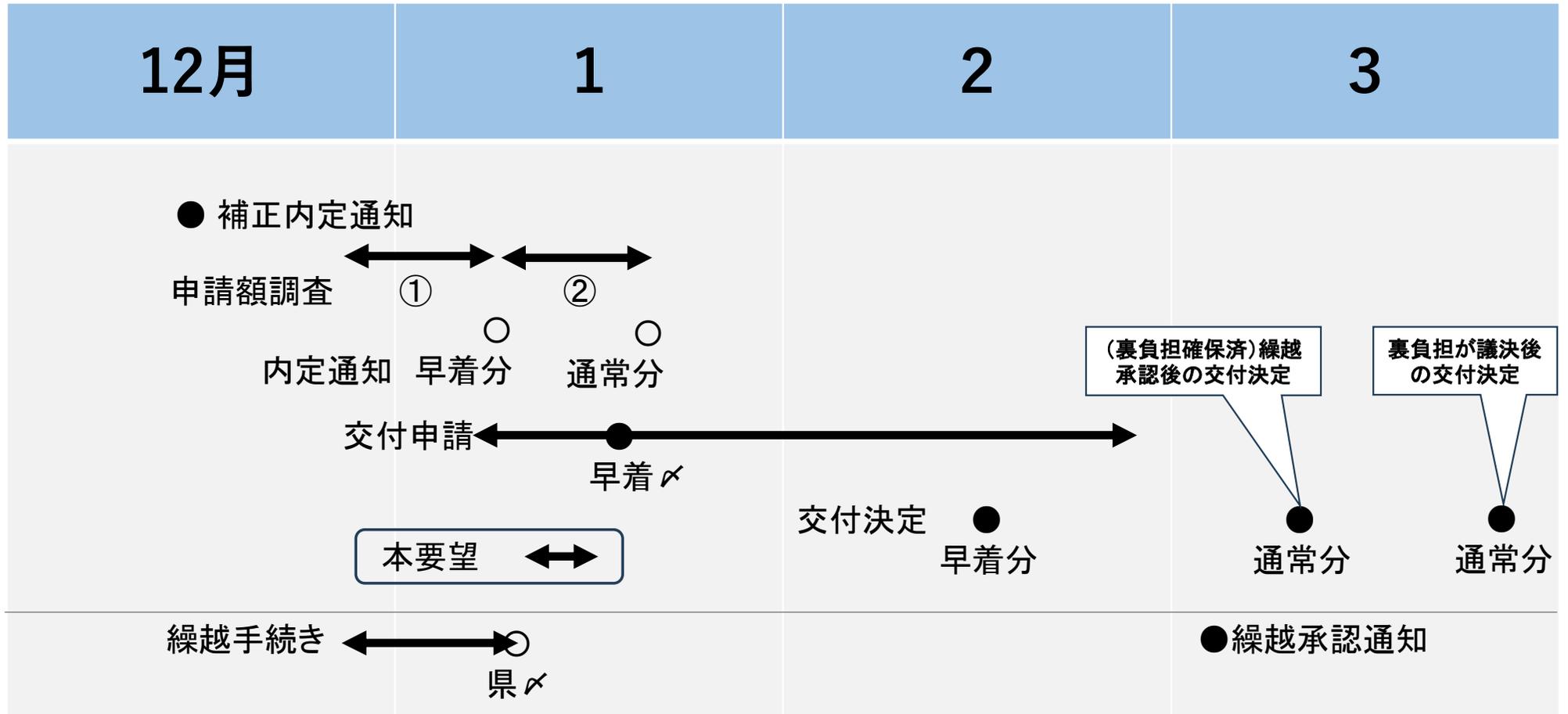
## 2 国庫補助関係スケジュールについて

### R6年度の実際のスケジュール



## 2 国庫補助関係スケジュールについて

### R6年度の実際のスケジュール



# 2 国庫補助関係スケジュールについて

## 防災安全交付金の交付決定日

令和6年度 社会資本整備総合交付金等 交付決定スケジュール(近畿ブロック)

- ・地方整備局の受付日から30日以内の交付決定となるよう、交付決定日を設定しています。
- ・令和6年4月1日から交付決定の効力が必要な案件(早着案件)の申請提出期限は原則次の通りです。
- 令和6年4月30日
- ・以下は基本のスケジュールであり、これに依りたい理由がある場合は適宜ご相談ください。

	地方整備局受付日		交付決定日
提出期限案件	R6.4.1	～ R6.4.5	R6.4.26
	R6.4.11	～ R6.4.17	R6.5.10
	R6.4.30	～ R6.4.30	R6.5.29
	R6.5.8	～ R6.5.17	R6.6.7
	R6.5.22	～ R6.5.31	R6.6.21
	R6.6.6	～ R6.6.13	R6.7.5
	R6.6.20	～ R6.6.27	R6.7.19
	R6.7.3	～ R6.7.11	R6.8.2
	R6.7.22	～ R6.7.25	R6.8.20
	R6.7.31	～ R6.8.6	R6.8.30
	R6.8.14	～ R6.8.23	R6.9.13
	R6.8.28	～ R6.9.4	R6.9.27
	R6.9.12	～ R6.9.19	R6.10.11
	R6.9.26	～ R6.10.3	R6.10.25
	R6.10.9	～ R6.10.17	R6.11.8
	R6.10.23	～ R6.10.31	R6.11.22
	R6.11.8	～ R6.11.14	R6.12.6
	R6.11.21	～ R6.11.29	R6.12.20
	R6.12.18	～ R6.12.20	R7.1.17
	R7.1.6	～ R7.1.7	R7.1.31
R7.1.14	～ R7.1.23	R7.2.14	
R7.1.28	～ R7.2.5	R7.2.28	
R7.2.15	～ R7.2.20	R7.3.14	
R7.2.26	～ R7.3.3	R7.3.25	

	地方整備局受付日		交付決定日
提出期限案件	R6.4.1	～ R6.4.5	R6.4.26
	R6.4.11	～ R6.4.17	R6.5.10
	R6.4.30	～ R6.4.30	R6.5.29
	R6.5.8	～ R6.5.17	R6.6.7

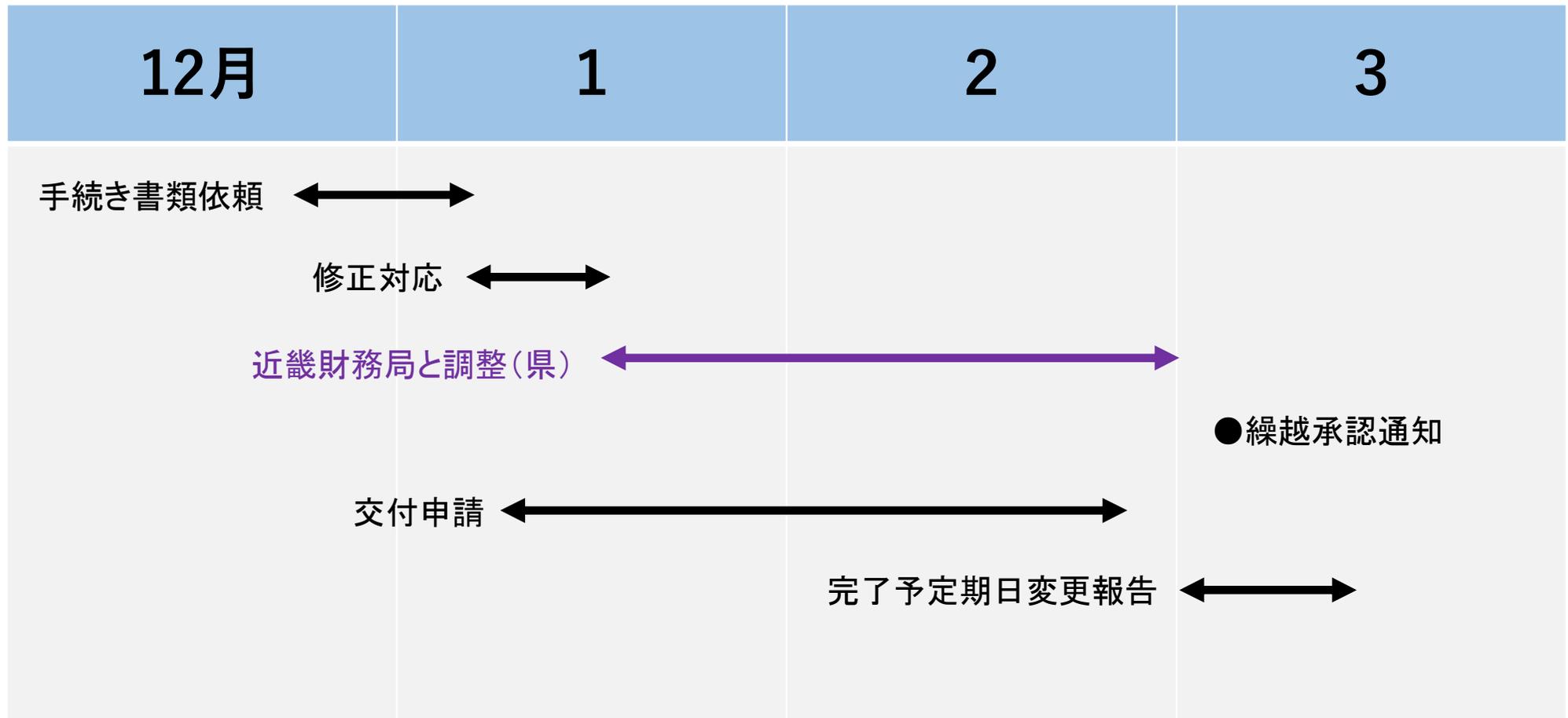
※早着申請は、遅くとも6月中契約分が対象。

R7.1.14	～ R7.1.23	R7.2.14
R7.1.28	～ R7.2.5	R7.2.28
R7.2.15	～ R7.2.20	R7.3.14
R7.2.26	～ R7.3.3	R7.3.25

※年度内交付決定が出る〆切日が別途伝達(令和6年度は、3月7日)

## 2 国庫補助関係スケジュールについて

### R6年度の繰越事務スケジュール

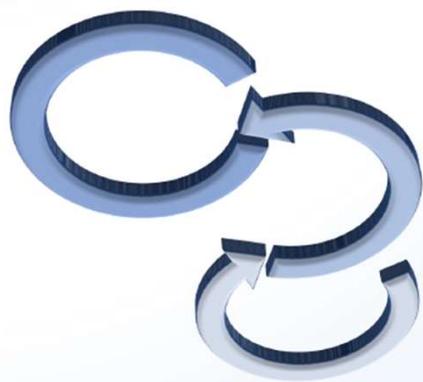


## 2 国庫補助関係スケジュールについて

### 繰越事務について

#### 繰越しガイドブック

《 本 編 》



令和6年6月  
財務省主計局司計課

#### 繰越しガイドブック

《参考資料編》



令和6年6月  
財務省主計局司計課

## 2 国庫補助関係スケジュールについて

### その他留意事項について

#### 請求について

⇒防災・安全交付金、個別補助のどちらも概算払いのみとし、清算払いは行いません。

#### 完了検査について

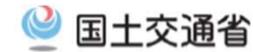
⇒R6年度国交省国庫補助事業（防安交、上下一体）については、県による完了検査を全件で実施予定です。（指定市は除く。）

※厚労省からの繰越予算分は、従来のとおり。

# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 災害発生時の初動について

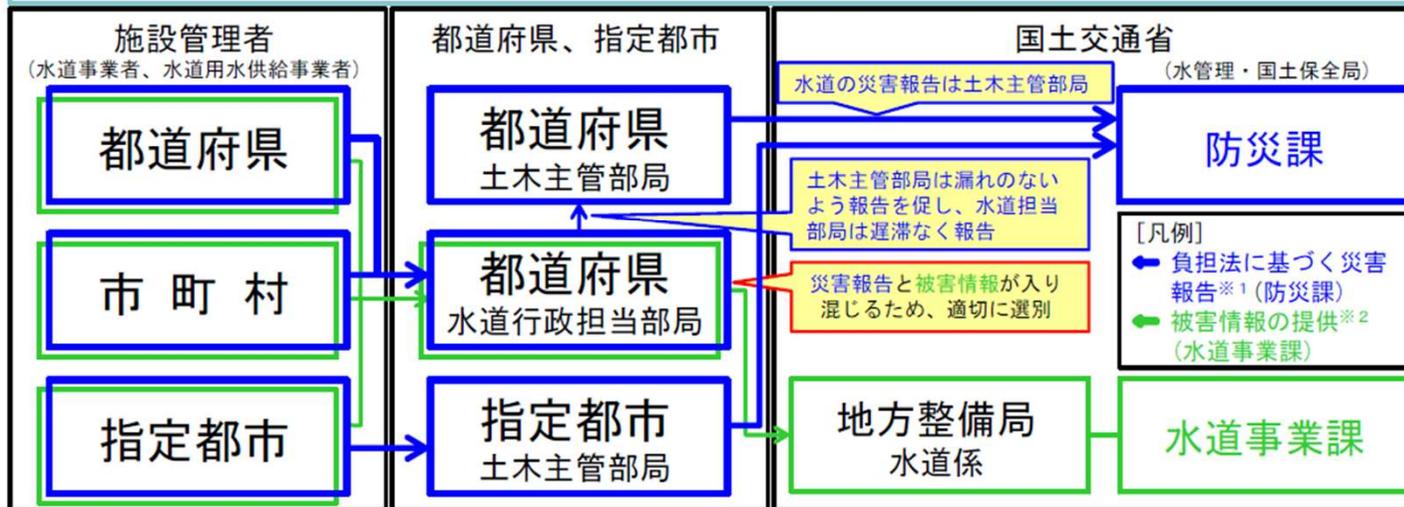
### 水道施設の災害報告と被害情報の提供(初動対応)



#### 「災害報告」と「被害情報の提供」の流れ



- 地震や豪雨、その他自然災害により水道施設への被害が確認された場合、施設管理者（大臣認可及び大臣認可外の水道事業者、水道用水供給事業者）は、**防災課への負担法に基づく災害報告と水道事業課への被害情報の提供**を速やかに行なって下さい。
- 水道施設の査定前着工（応急工事）について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、**事前打合せ（防災課への相談）**をご利用下さい。
- 特に仮設（陸）配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せをご利用下さい。
- 施工前の被災状況を的確に把握できる写真**が採否の決め手となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。



※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について (令和6年4月3日付国水第1号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長) 12

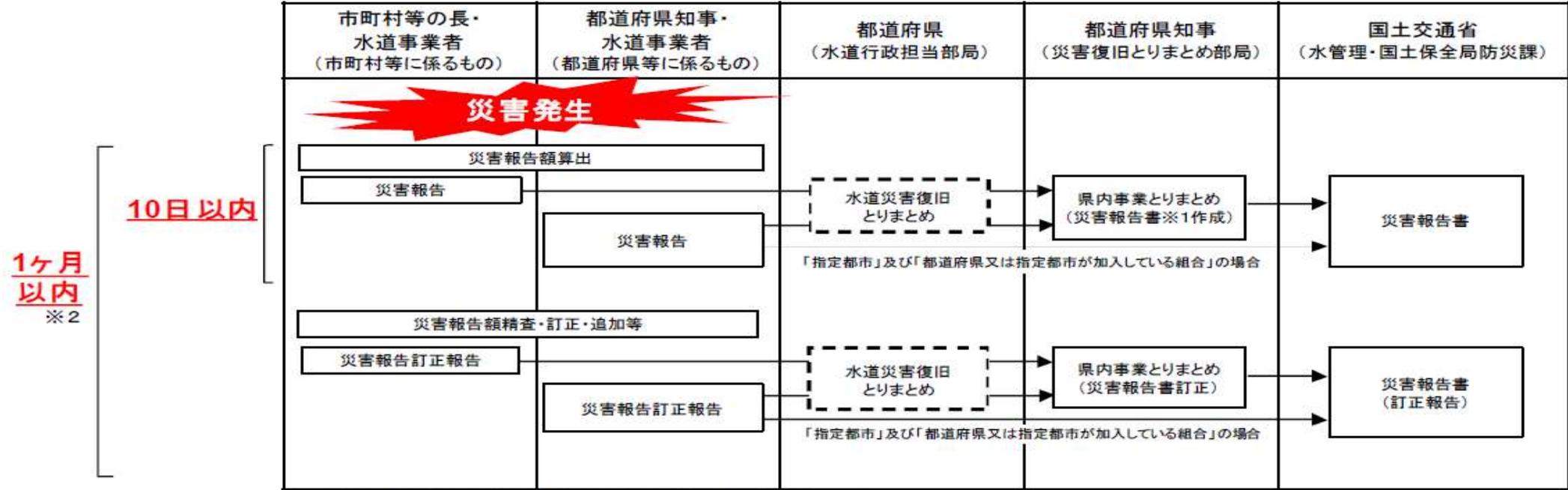
# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 災害発生時の初動について

### ▷災害報告

- 他の公共土木施設とは別に水道施設の被害報告表、災害報告書は管轄する健康福祉事務所へ提出

【災害報告事務フロー】

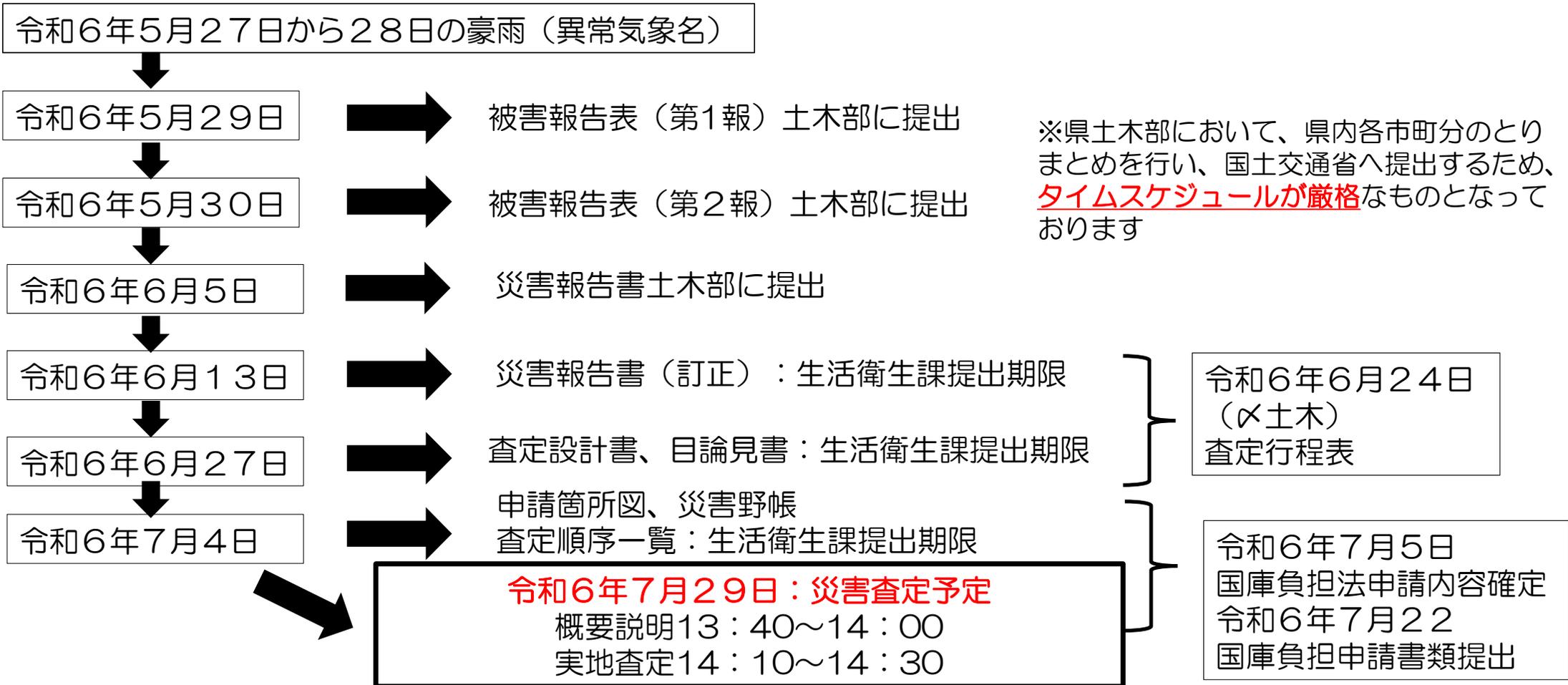


※1 運用上、災害報告表より簡易な報告様式(「被害報告表」)による報告を可としている。  
 ※2 報告期限については、被災の状況により柔軟に対応

【R6.1.17国土交通省：水道災害復旧事業の概要（負担法移行後）の資料から抜粋】

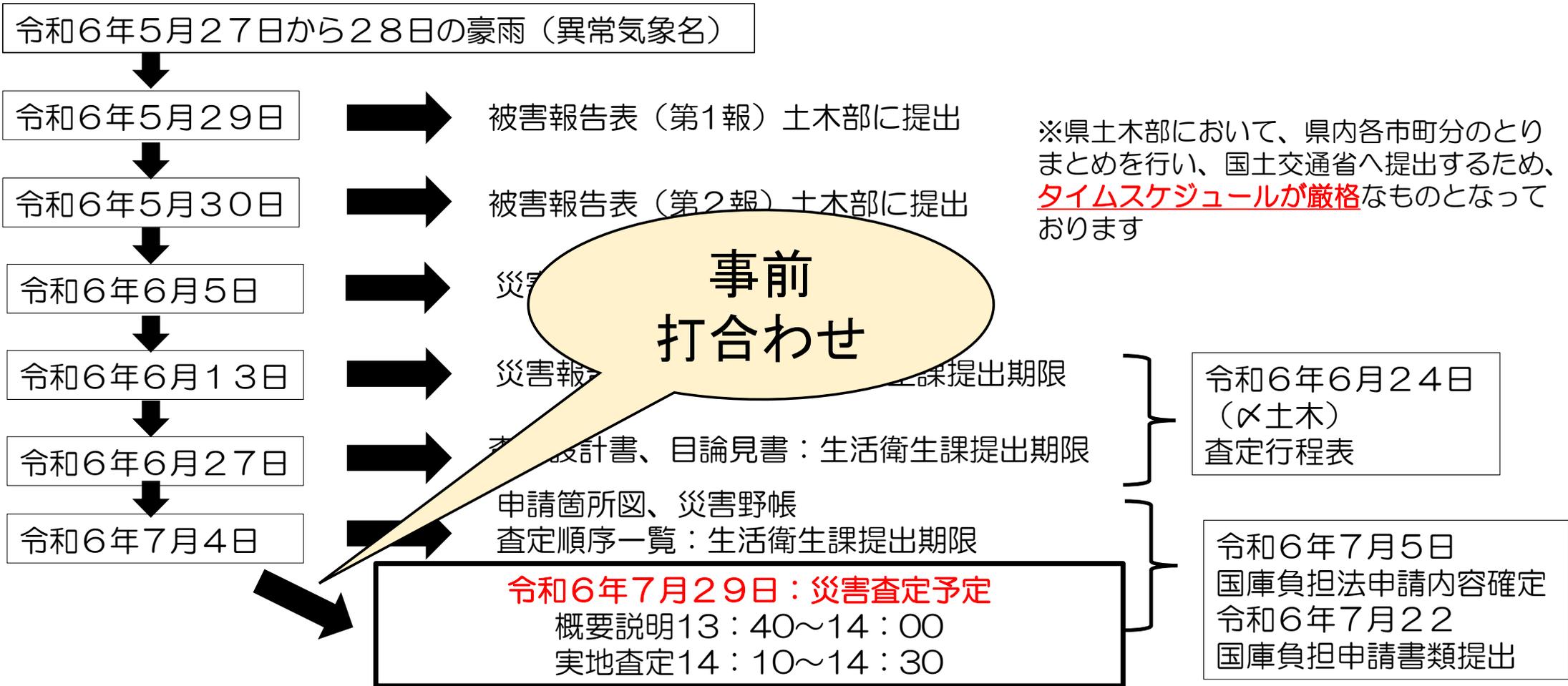
### 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

#### R6年度の実際のスケジュール



# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

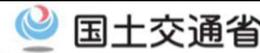
## R6年度の実際のスケジュール



# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 事前打合せについて

### 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱について



#### ■申請する上で相談したいことがある

- 被災内容及び天然現象が負担法の対象となるか、応急本工事と応急仮工事のどちらとなるか
- 検討した復旧方針や工法について、助言が欲しい 等



※復旧方針や工法について相談したいことがある場合は、災害緊急調査、災害復旧技術専門家派遣も有効に活用ください

#### ■事前打合せ

災害査定 の円滑な執行及び、査定事務の合理化と迅速な事業執行を図ることを目的として、地方公共団体が必要があると認める箇所について、事前打合せを行う。

「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱の改正について(通知)」令和5年3月28日国水防第408号

「災害復旧事業に係る事前打合せの事務扱いについて(通知)」平成13年2月14日国河防23号(一部改訂令和5年3月28日)

#### ○事前打合せでの観点

- ・被災状況やメカニズム、起終点、範囲の考え方は整理されているか。
- ・対策工法の妥当性(被災原因の除去、構造根拠、経済比較等)が明確になっているか。
- ・仮設防護柵等の査定前に実施する工事がある場合、必要性、柵高、範囲は整理されているか。等  
(ただ単に「交通安全の確保のため」という理由では認められない。「交通安全確保」は、道路管理者の責任において行われるもので災害復旧ではない。復旧工事の一部とならないものは認められない。)

#### ○応急工事について

- ・施設管理者の責務をもって迅速に実施するものであり、「災害査定が終わらないと復旧できない」は誤解。事前打合せを行わなくとも、現場への着手は可能。
  - ・査定時には被災状況の確認が困難となるので、被災状況の記録を十分に整備しておく必要がある。
- ※災害査定 の円滑な執行のため、被災状況、応急復旧工法等をまとめた資料(被災写真等に復旧工法、起終点、被災延長、概算数量を書き込んだ程度)での事前打合せ(報告)を積極的に活用ください。

災害手帳(令和6年) (P146, 147)

#### 第4 事前打合せ

災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の施行をはかるために、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務扱いについて」(平成13年2月14日付防災課長通知、最終改正和5年3月28日付防災課長通知)により事前打合せの取扱いを定めており以下のとおりである。

##### 1. 事前打合せの対象箇所例

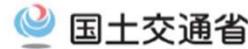
地方公共団体が特に災害査定前に打合せを行う必要があると認める箇所としては、以下の箇所が想定されるので参考とされたい。

- 1) 一定災として申請する箇所
- 2) 査定前に緊急に施行する必要のある箇所
- 3) 次に掲げる施設に係るもの
  - (1) 地すべり防止施設
  - (2) 急傾斜地崩壊防止施設
  - (3) 海岸(離岸堤、消波工等の沈下に伴う補充のみの工事は除く。)
  - (4) 水道
  - (5) 下水道

# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 応急工事について

### 応急工事について

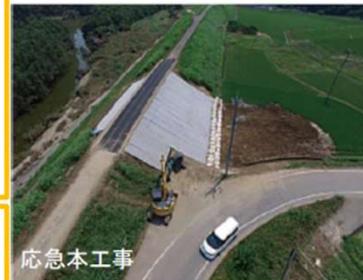


- 速やかに復旧すべき箇所では、**災害査定を待たずに応急工事を実施可能。**
- 負担法における応急工事は、応急本工事と応急仮工事に区分され、**最終的に災害復旧に含めて採択。**

- ◆ 応急本工事、応急仮工事の順で検討
- ◆ 応急仮工事は必要最小限までが負担法の対象

#### ■ 応急本工事

- 復旧工事の全部又は一部となる工事を査定前に実施するもの
- ・埋塞、堆積土砂等の撤去、崩土除去の撤去
  - ・仮設落石防護柵等



応急本工事

#### ■ 応急仮工事

- 復旧工事が完了するまでの短期間被災施設の効用を最小限に確保する必要がある場合に実施するもの
- 対象施設が限定（事務取扱要綱第9 一）
- ・河川：仮締切、欠壊防止
  - ・道路：仮道、仮さん道、仮橋
  - ・下水道：仮排水施設、仮処理施設
  - ・水道：取水、貯水、導水、浄水、送水、配水施設に必要な工事、共同給水装置の設置



応急仮工事

#### 応急仮工事の採択基準

- ・応急仮工事費、処分費等を除く復旧工事費が、限度額以上であること。

#### 限度額

県及び指定都市	120万円
市町	60万円

#### 被災箇所の状況

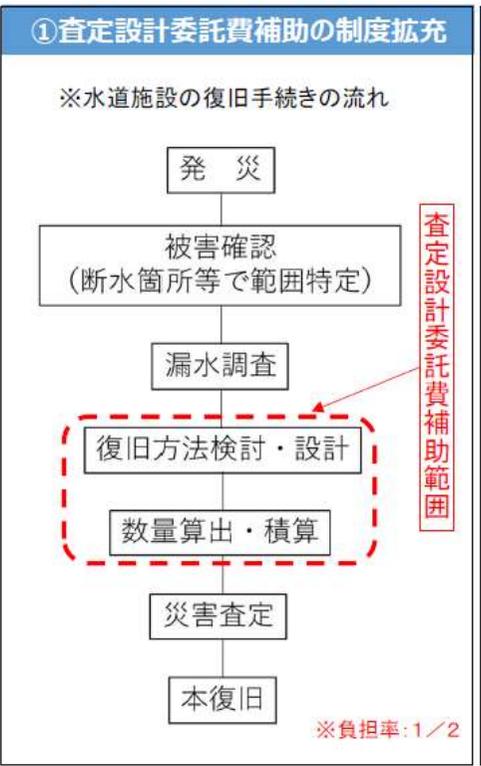
- ・原水の供給が著しく阻害
- ・浄水を得るのに重大な支障
- ・浄水の供給が著しく阻害
- ・民生安定上緊急に施行が必要

# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 新制度について

### R7年度からの水道の新制度(査定設計委託費補助、漏水調査、給水施設)

- 査定設計委託費補助の制度に「水道」を追加。
- 大規模災害時において、水道施設の迅速かつ確実な復旧につなげるため、漏水調査及び配水施設と水圧管理上一体の給水施設の一部(配水管から分岐して最初の止水栓まで)への補助を事前ルール化。



# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

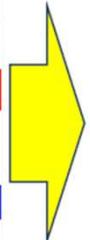
## 新制度について

### 大規模災害時における漏水調査、給水施設補助の事前ルール

■ 考え方: 激甚災害(公共施設災害復旧事業等に係るもの)における給水施設、漏水調査の補助実績に従う。

※近年の実績

年災	災害名	本激	局激	うち 早期局激	指定年月	給水装置	漏水調査
28年	熊本地震	A,B			H28.4	○	○
	8月から7月豪雨			○	H28.8		
	8月台風7,11,9,10号	A			H28.9		
	9月台風16号			○	H28.10		
29年	平成28年における特定地域に係る激甚災害		○		H29.3		
	梅雨前線(九州北部豪雨含む)			○	H29.8		
	台風第18号			○	H29.10		
	平成29年における特定地域に係る激甚災害		○		H30.3		
30年	平成30年7月豪雨、台風第5号、第6号、第7号、第8号	A			H30.7	○	○
	8月台風19,20,21号			○	H30.10		
	平成30年北海道胆振東部地震	B			H30.10	○	○
	9月台風24号			○	H30.12		
令和元年	平成30年における特定地域に係る激甚災害		○		H31.3		
	令和元年8月から9月の前線等に伴う大雨(台風第19号、第20号、第21号)	A		○	H31.11	○	○
	梅雨前線豪雨		○		H32.3		
	令和元年における特定地域に係る激甚災害		○		H32.3		
2年	梅雨前線豪雨	A			H32.8	○	○
	令和2年における特定地域に係る激甚災害		○		H33.3		
3年	梅雨前線豪雨			○	H33.8		
	8月の前線に伴う豪雨及び台風9号、10号			○	H33.9		
4年	令和3年における特定地域に係る激甚災害		○		H34.3		
	8月の前線に伴う豪雨及び台風8号	B			H34.10		
5年	9月の台風14・15号及び豪雨	B			H34.11		
	令和4年等における特定地域に係る激甚災害		○		H35.3		
	5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害			○	H35.6		
	梅雨前線豪雨	B			H35.8		
6年	台風第7号			○	H35.10		
	台風12号、13号			○	H35.11		
	令和6年等における特定地域に係る激甚災害			○	H36.3		



地震災害  
豪雨災

- 給水施設や漏水調査を国庫補助の対象とする際の基準はなく、被害状況や国会での議論等を踏まえてその都度、対応してきたところ。
- 事前ルールとして過去の実績から以下のように財務と調整。
  - 地震災害: 本激に指定された災害全て(A又はB)
  - 洪水災害: 本激に指定された災害のうち、A基準に該当したもの

※本激のA,Bについて(内閣府資料より抜粋)

A基準	全国の災害復旧事業費の査定見込額	>	全国の都道府県と市町村の標準税×0.5%収入の合計
B基準	全国の災害復旧事業費の査定見込額	>	全国の都道府県と市町村の標準税×0.2%収入の合計

かつ、以下のいずれかを満たす都道府県があること

都道府県が負担する復旧事業費の査定見込額	>	当該都道府県の標準税収入×25%
都道府県内の市町村が負担する復旧事業費の査定見込額	>	当該都道府県内の市町村の標準税収入の合計×5%

# 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法について

## 新制度について

### 給水施設の復旧の注意点

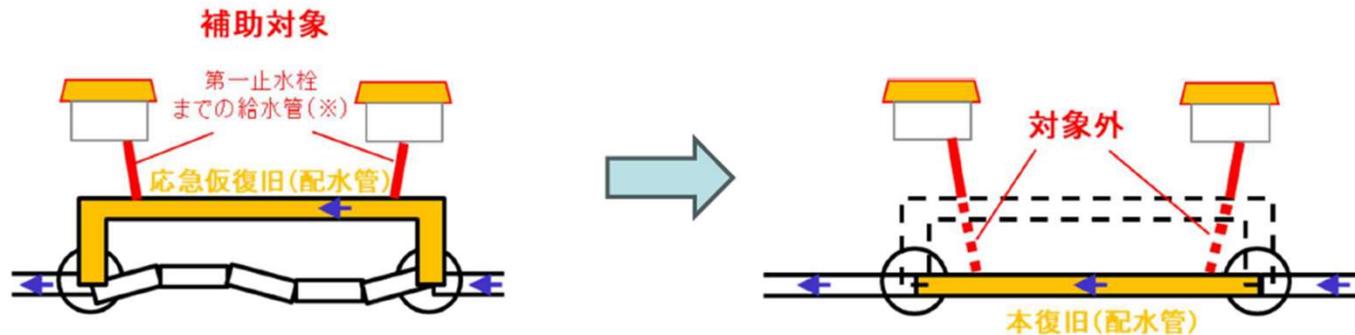
給水施設災害査定マニュアル

給水施設の復旧は、配水管の復旧を迅速に実施するための特例措置であるため、応急仮復旧または、本復旧どちらか一方の配水管の復旧に併せて復旧する場合のみ補助対象とする。

配水管の応急仮復旧において仮復旧する配水管が要綱2(4)の(a)(b)に該当する場合は、第一止水栓までの給水施設の復旧は補助対象。

ただし

配水管の応急仮復旧後の本復旧における再度の給水施設の繋ぎ直しについては補助の対象外。



※補助対象となる給水管は応急本復旧に限る  
(仮設配水管の撤去に伴う給水管の撤去は不可)

(複数回の給水施設の復旧が補助の対象とならない理由)

私有財産である給水施設については、各個人が配水管までの給水施設を復旧する費用を支弁するのが基本だが大規模災害時においては、各個人が避難しており配水管のみ復旧しても、被災した給水施設から漏水し、それをすべて調整しながら復旧するには早期断水解消の支障となることから実施する特例。

応急仮復旧後の本復旧は、断水解消後の措置であるため対象とならない。

(a) 地方公共団体が、被災した配水施設の配水管と水圧管理上一体的な関係にある給水施設の復旧事業を行うものであること。

(b) 当該給水施設の復旧事業が行われなければ、配水施設の災害復旧の効用が発揮できない場合であること。